

# 一般財団法人 高銀地域経済振興財団 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人高銀地域経済振興財団（英文名 Kogin Regional Economy Promotion Foundation）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を高知市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域社会の健全な発展に係る諸活動に対して援助を行い、もって地域経済の振興と地域社会の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域社会の振興、発展の促進に取り組む者に対する助成や支援、情報の提供等を通じて、地域経済の活性化に貢献することを目的とする事業
- (2) 学術及び科学技術の振興に取り組む者に対する助成や支援、情報の提供等を通じて、地域に貢献することを目的とする事業
- (3) 環境への負荷の低減その他環境の保全、及び創造に関する教育、及び学習の振興、並びに活動の促進に取り組む者に対する助成や支援、情報の提供等を通じて、地域に貢献することを目的とする事業
- (4) 児童又は青少年の健全な育成を目的として取り組む者に対する助成や支援を通じて、地域に貢献することを目的とする事業
- (5) スポーツや芸術、文化の振興を目的として取り組む者に対する助成や支援を行い、健全な社会の形成や伝統的文化の普及を通じて、地域に貢献することを目的とする事業
- (6) 高齢者の福祉の増進、又は、高齢化社会に対応する活動の促進に取り組む者に対する助成や支援、情報の提供等を通じて、地域に貢献することを目的とする事業
- (7) 犯罪の防止又は治安の維持を目的として取り組む者に対する助成や支援を行い、より良い社会の形成に貢献することを目的とする事業
- (8) 経済・産業動向や地域市場の調査及びその情報の提供

- (9) 中小企業の経営改善に資する指導、教育、情報の提供、並びに企業診断
- (10) 公益的な団体等への寄付
- (11) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 資産及び会計

#### (基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表に掲げる財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。
- 3 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

#### (事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### (事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

#### (事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
  - 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款を主たる事務所に備え置きするものとする。

## 第4章 評議員

(評議員)

第9条 この法人に評議員3名以上5名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の要件を満たさなければならない。

各評議員について、次の(1)から(6)に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

(1) 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

(2) 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

(3) 当該評議員の使用人

(4) (2)又は(3)に掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

(5) (3)又は(4)に掲げる者の配偶者

(6) (2)から(4)までに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

3 評議員は、この法人の理事又は監事を兼ねることができない。

(任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第12条 評議員は、無報酬とする。

## 第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

( 権限 )

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認、並びにこれらの附属明細書の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

( 開催 )

第15条 評議員会は、定時評議員会として、原則毎事業年度終了後3カ月以内の5月又は6月に開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

( 招集 )

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づいて理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

( 決議 )

第17条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。
  - (1) 監事の解任
  - (2) 定款の変更
  - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (4) その他、法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

( 議事録 )

第18条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 役員

### ( 役員 の 設置 )

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
  - (2) 監事 1名又は2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
  - 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

### ( 役員 の 選任 )

第20条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないものであること。

### ( 理事 の 職務 及び 権限 )

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### ( 監事 の 職務 及び 権限 )

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

### ( 役員 の 任期 )

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。

## 第7章 理事会

(構成)

第26条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 この法人は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について意義を述べたときを除く)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第31条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

第32条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

2 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、理事会及び評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第33条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 附 則

1 この定款は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律(以下「整備法」という。)」の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(評議員の選任及び解任)

3 この法人の設立時評議員、設立時理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時評議員

小島一比古

藤田 俊  
伊藤 秀誠  
設立時理事  
伊野部 重晃  
森下 勝彦  
堤 俊治  
設立時監事  
筒井 幸三

4 この法人の最初の理事長は伊野部重晃とする。

別表 基本財産 (第5条関係)

財産種別	金額
普通預金	2,974,574円
定期預金	347,200,000円
合計	350,174,574円